

喫煙のルールが変わります

▷問い合わせ先＝健康推進課(☎⑩1581)

健康増進法の一部改正により、学校・病院などは令和元年7月1日から敷地内禁煙（屋内全面禁煙）となっていますが、その他の施設などは令和2年4月1日から、原則屋内禁煙が義務付けられます。

施設管理者の皆さんは、新たなルールの適用に向けた準備と対応をお願いします。

詳しい内容は、厚生労働省の特設サイトをご覧ください。

なくそう！望まない受動喫煙 [検索](#)

4月1日から屋内禁煙となる施設

施設の 種類	・オフィス、事業所 ・ホテル、旅館 ・工場 ・飲食店 ・鉄道、船舶 など	
取り 扱い	原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は、喫煙専用室などの設置が必要） ※自宅やホテルの客室など、居住の用に供する場所は対象外	

■市の公共施設の受動喫煙対策について

次の公共施設は、令和2年4月1日から（すでに実施済みの施設を含む）受動喫煙対策を強化します。

◎敷地内禁煙(全面)

- ・大船渡市役所本庁
- ・三陸支所
- ・防災センター(大船渡消防署)

◎屋内禁煙(全面)

- ・カメラアホール
 - ・三陸公民館
 - ・各地区・地域公民館
 - ・むらづくり研修施設ほか
 - ・大船渡市魚市場
 - ・消防屯所
- ※その他の施設は、各施設で確認またはホームページをご覧ください。
喫煙のルールは、広報大船渡令和元年6月20日号、7月22日号でもお知らせしています。

学校施設などの放射線量測定結果をお知らせします

▷学校施設などの問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線195)／学校教育課管理係(☎内線291)

▷市内定点の問い合わせ先＝市民環境課環境衛生係(☎内線124)

市内学校施設などの測定結果 (2月17日～19日測定)

▷測定内容

文部科学省の測定基準により、測定する高さは、小学校以下は地上50cm、中学校は地上100cmの高さで測定しています。

また、学校施設などは子どもの主要な活動場所であり、より安全対策に万全を期すため、校庭中心地のほか、雨どいや軒下などの雨水が集まり放射線量が局所的に高くなる、いわゆるホットスポットも測定しています。

▷測定した施設

市内小中学校、綾里・越喜来・吉浜こども園、海の星幼稚園、盛川河川敷

▷測定した結果

計測された最大の数値は0.13μSv/時であり、除染の基準となる1.0μSv/時以上を計測した場所はありませんでした。



市内定点の測定結果 (3月3日測定)

▷測定内容

地上5、50、100cmの高さで測定しています。

▷測定した施設

市役所本庁、碁石海岸大駐車場、漁村センター、大船渡港永浜山口地区、おおふなと斎苑、日頃市地区公民館、鷹生ダム、三陸総合運動公園、三陸支所

▷測定した結果

計測された最大の数値は0.05μSv/時であり、除染の基準となる1.0μSv/時以上を計測した場所はありませんでした。

共通事項

▷除染について

放射線量の測定の結果、1.0μSv/時以上が継続して計測された場合に除染を行います。※簡易測定器の特性上、誤差が生じる場合があるため、継続して1.0μSv/時以上が計測された場合に除染を行います。

▷測定器の貸し出しを行っています

・市内に住所のある個人・団体などへ放射線簡易測定器を無料で貸し出しています。貸し出しを希望する場合は、市民環境課へ電話で申し込みください。

▷その他

・次回の学校施設の測定は8月、市内定点の測定は9月を予定しています。
・測定結果は、市のホームページでも公表しています。

女性の活躍と子育て支援に取り組む企業認定制度のお知らせ

▷問い合わせ先＝岩手労働局雇用環境・均等室(☎019-604-3010)

厚生労働省は、女性の活躍推進と子育て支援に取り組む企業などに対する認定制度を設けています。

認定を受けた企業は、認定マークを商品や広告などに付すことができます。また求人の際に「女性活躍推進企業」や「子育てサポート企業」であることをPRでき、優秀な人材の確保や企業イメージの向上などにつながることを期待できます。

認定基準および申請書の提出方法については、お問い合わせください。

■えるぼし

子育て支援などの行動計画の策定、策定した旨の届け出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関



(7) 広報大船渡お知らせ版 令和2年3月23日号(No. 1171)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑩3111

する状況などが優良な企業は、都道府県労働局への申請により、「女性活躍推進企業」として、厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができます。

■くるみん

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。



確定申告の申告期限が4月16日まで延長されました

▷問い合わせ先＝税務課市民税係(☎内線154)

国税庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税および復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税および地方消費税などの申告・納付期限を、下記のとおり延長しましたのでお知らせします。

■延長後の申告・納付期限

4月16日(木)
※延長前の申告期限は3月16日(月)



■確定申告の受け付けについて

3月16日(月)までは、市役所でも確定申告の受け付けを行っていましたが、3月17日(火)以降は大船渡税務署での申告となっていますので、注意してください。

■市県民税の申告について

市県民税の申告は、市役所税務課7番窓口で受け付けします。

(6)